

# 一般社団法人 仮想通貨税務研究協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 仮想通貨税務研究協会 と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、従たる事務所としての支部を必要な地に置くことができ、これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、仮想通貨に関わりある人達に対し、仮想通貨の基本的な知識から仮想通貨に関する税務の知識と能力の向上を主な活動とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 仮想通貨の基本的な知識、税務に関する調査研究
- (2) 仮想通貨の基本的な知識、税務に関する情報提供
- (3) 仮想通貨の基本的な知識、税務に関するセミナー等
- (4) 仮想通貨の基本的な知識、仮想通貨税務に関する講座および検定試験の開催
- (5) 仮想通貨の基本的な知識、税務に関する講師の人材育成
- (6) 関連団体との連携による仮想通貨の税務に関する普及活動
- (7) 前各号に附帯する一切の業務

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。

- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない場合を除き、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の次項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他当法人に関する一切の事項

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項又は招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上にして、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第15条 社員又はその法定代理人は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。  
2 議長及び出席した理事がこれに記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に次の役員を置く。  
理事 1名以上

(選任等)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選任及び職務権限)

第 21 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員解任)

第 22 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 23 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引制限)

第 24 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を代表理事に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 25 条 当法人は、一般法人法第 113 条第 1 項の規定により、理事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令で定める額を限度として、総会の決議により、免除することができる。

## 第 5 章 基金

(基金の拠出)

第 26 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 27 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金拠出者の権利)

第 28 条 当法人は、第 33 条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しない。

2 前項の規定にかかわらず当法人は、次条に定める基金の返還手続きにより、基金をその拠出者に返還することができる。

(基金の返還の手続き)

第 29 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第 6 章 計算

(事業年度)

第 30 条 当法人の事業年度は毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第 1 号及び 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書

2 前項の書類は、主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 当法人は社員その他の者に対して、剰余金の分配を行わない。

## 第 7 章 解散及び清算

(解散)

第 33 条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(合併等)

第 34 条 当法人は、社員総会の決議によって、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(残余財産の帰属)

第 35 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 8 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 36 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容などを公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 37 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 38 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 10 章 附則

(法令の準拠)

第 39 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(改訂履歴)

平成 30 年 2 月 14 日 制定